

◆あゆ・あまご・こい・うなぎ

許可の条件			
漁法の名称	漁業の方法	区 域	期 間
あゆ 漁 業	徒手 採 捕 す ぐ い 網 さ お 漁 (友釣りを含む)	杉田えん堤から下流	※ 5月15日～9月30日まで (AM5時) (PM5時半)
		杉田えん堤から上流	6月1日～12月31日まで (AM5時) (PM5時)
	え さ 釣 り	杉田えん堤から上流	8月1日～12月31日まで (AM5時) (PM5時)
	よ こ 掛 け (しゃびきを含む)	杉田えん堤から上流	6月1日～12月31日まで (AM5時) (PM5時)
	玉じゃくり	杉田えん堤から上流	8月1日～12月31日まで (AM5時) (PM5時)
	と 網 な げ 網	杉田えん堤から下流 (ただし、戸板島橋から下流300mまで及び 南国市岡西の新物部川橋の上流300mから 下流200mまでの区域は年間操業禁止)	※ 6月20日～9月30日まで (AM5時) (PM5時半) (ただし、夜間(日没から日の出ま での間) 操業は全面禁止)
あまご 漁 業	ぎ じ 釣 り (毛針釣り及び ルアー釣り)	杉田えん堤から上流 (ただし、なげ網は永瀬えん堤から上流の区 域は年間操業禁止)	8月1日～12月31日まで (AM5時) (PM5時) (ただし、夜間(日没から日の出ま での間) 操業は全面禁止)
	金 突	日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河 ノ内川) 右岸及び左岸に設置された漁場標 示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に 架かる日ノ御子橋下流端に至る間	7月15日～8月31日まで (中学生以下の者のみ操業可)
	す ぐ い 網 さ お 漁 (ぎじ釣りを除く)	物部川全域	3月1日～8月31日まで
こい 漁 業	さ お 漁 す ぐ い 網 な げ 網	物部川全域	1月1日～12月31日まで
	うなぎ 漁 業	物部川全域	5月1日～9月30日まで

上記の規定にかかわらず、中学生以下の者以外は、日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河ノ内川)右岸及び左岸に設置された漁場標示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間においては3月1日～8月31日の間は、あまご漁業、あゆ漁業を行ってはいけません。

※印 あゆ漁業について、永瀬ダム上流の一部区域で10月1日から12月31日までの期間内において産卵保護のため禁漁とする場合がある。また、杉田えん堤から下流の区域で12月1日～12月31日までの期間において延長することができる。上記期間、区域については組合が別途定めて公表する。

◆もくすがに(つがに)

許可の条件		その他の注意事項	
採 捕 区 域	物部川全域	かに籠許可証の発行について	・発行手数料は、かに籠1個につき500円とする。 ・許可証の発行は組合事務所のみとする。 ・許可証の発行については、漁券の確認が必要ですので持参して下さい。 ・許可証の流出等による再発行は組合事務所に申し出ること。
採 捕 期 間	9月1日～11月30日まで	違反漁具への対応	許可証を装着していないかに籠については、川の中から撤去することを原則とする。
採 捕 方 法 (漁 具)	かに籠(縦横高さを加算した寸法が150cm以下のもの)5個以内	使用した餌(えさ)の処理について	かに籠に使用した餌は各自が責任をもって処理することとする。餌の不法投棄をなした者については、その後の採捕承認を行わないことがある。
採捕禁止の区域	裏面漁場図参照	操業マナーについて	他の漁業に迷惑になる操業は、慎んでください。
許可証の装着	漁券とは別途に組合の発行する許可証をかに籠毎に装着しなければならない。		

●体長制限 次にあげる魚・もくすがには解禁中であっても採捕してはならない。

あゆ	うなぎ	こい	あまご	もくすがに(つがに)
10cm以下(全長)	21cm以下(全長)	15cm以下(全長)	15cm以下(全長)	5cm以下(甲幅)

●遊漁料金

対象魚種	遊漁券の種類	料 金	備 考
あゆ	年 券	8,000円	20歳以下の方の釣り券は組合事務所でのみ発行しています。
	日 券 (釣り券のみ)	2,000円	
	網	12,000円	
	女性(釣り券のみ)	3,000円	
あまご	21歳～25歳までの者(釣り券のみ)	3,000円	年齢の確認ができる免許証、保険証等を持参してください。
	特老(75歳以上)(釣り券のみ)	4,000円	
こい	肢体不自由者(釣り券のみ)	3,000円	
	中学生以下の者を除く20歳以下の者	500円	9月1日から翌2月末日の間のあまご遊漁に限り年券3,000円。
うなぎ	中学生以下の者	無 料	
	共通漁券につき対象魚種のすべてにつき利用できます。		

対象魚種	遊漁券の種類	料 金	備 考
もくすがに	年 券	3,000円	組合事務所でのみ発行とする。
	肢体不自由者	1,500円	
	中学生以下の者	無 料	
	あゆ・うなぎ・こい・あまごに係る年券を購入している者	免 除	

●遊漁料金 ※遊漁券を紛失されても再発行はいたしません。あらかじめご購入ください。 ※現場にて監視員から購入の場合は、1,000円加算となります。 ※来年度より遊漁料金の一部が変更になる予定です。

●物部川漁協遊漁券取扱店

ファミリーマート土佐山田駅前店	土佐山田町	0887-57-6505
野村釣具店	野市町	0887-56-0225
刈谷食堂	南国市	088-864-2784
松尾つり具店	南国市	088-863-0690
勇にいの店	物部町	0887-58-4867
山崎商店	物部町	0887-58-2024
オオツ釣具店	高知市	088-866-5960
フィッシング ハヤシ	高知市	088-831-8888
岡林釣具店 上町店	高知市	088-823-0091
岡林釣具店 土佐道路店	高知市	088-844-2200
かめや釣具高知南金田店	高知市	088-883-1091
釣道楽	高知市	088-872-5558
小松網店	高知市	088-882-0495

●宿泊所

高知黒瀬ホテル	野市町東野1630	0887-56-5800
夢の温泉 宝井荘	土佐山田町宮ノ口364	0887-52-2334
天然の湯宿 龍河温泉	土佐山田町佐古430-1	0887-53-4126
かとり	野市町東野1955-2	0120-153133

令和7年度
改訂版

出漁の手びき

物部川漁業協同組合 あゆ・あまご・こい・うなぎ・もくすがに(つがに)

Ⅰ 操業上の注意事項

- ①操業中は、漁券を確認しやすい位置に装着し、監視員の求めに応じて提示すること。なお、漁券は他人に貸与できない。
- ②規則に違反した場合は、操業を中止して、その後の操業を拒否することがある。この場合既に納付した遊漁料は払戻しない。
- ③漁場にロープを張ったり、テントを設置するなど独占することは認められない。
- ④杉田えん堤から下流における、あゆのえさ釣り、よこ掛けは周年禁止である。
- ⑤あまごの餌釣りは3月1日から8月31日までの間である。また、全長15cm以下は採捕禁止となっているので、全長15cm以下のあまごが釣れた場合はすみやかに元の川に逃がすこと。

Ⅱ 漁法上の制限

- ①玉じゃくり漁、と網、なげ網漁においては水中眼鏡(「かんめん」を含む。)を併用してはならない。水中眼鏡:顔に装着して水中に顔を沈めた場合、水が浸入してこねいような形状のものは、水中眼鏡である。(顔に密着する構造のものは水中眼鏡)
- ②なげ網を長時間そのまま放置し、建網のように操業してはならない。また、なげ網は長さ23m以内、高さ75cm以内の制限があります。
- ③友釣り(ルアー釣りを含む)は、ハリスの長さ20cm以下とし、使用することの出来る鈎数は4本以下とする。

Ⅲ 夜間操業について

- ①あゆ網漁(と網、なげ網)における夜間(日没から日の出までの間) 操業は、全面禁止。

Ⅳ 友釣り、ぎじ釣り専用区(期間限定)

- ①支流上生涯生川中、物部川との合流点から物部町安丸えん堤上流端までの区域は、6月1日～8月31日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ②物部川中、物部町日の出橋から上流津々呂第1トンネル西入口にかかる吊り橋上流端までの区域は、6月1日～8月31日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ③野市町仁尾島から下流県庁前の専用区標柱に至る区域は、5月15日～9月30日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。

Ⅴ 操業の制限区

- ①物部町別府落合取水せきから上流政ヶ谷出会いまでの間は、あゆ、あまご漁において周年、友釣り、えさ釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ②中学生以下の者以外は、香北町日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河ノ内川)右岸及び左岸に設置された漁場標示柱から下流の県道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間は、3月1日～8月31日の間、あゆ、あまご漁の操業を禁止。また、中学生以下の者は7月15日～8月31日の間、あゆ金突漁が可能。
- ③杉田えん堤から下流の区域において、ぎじ釣り(毛ばり釣り、ルアー釣り)により採捕したあまごは、9月1日から翌2月末日までの間は再放流するものとする。また、同区域において3月1日～8月31日の間は、えさ釣りも可能。

物部川 つり場案内

中学生以下の者以外は、あゆ、あまこ
全面操業禁止(3月1日～8月31日)
また、中学生以下の者がするあゆ金突漁は
7月15日～8月31日の間操業可

香美市土佐山田町

香美市香北町

香南市吉川町

香南市野市町



記号	表示内容
	県の規則による禁漁区
	組合の規則による禁漁区
	制限区
	専用区
	ダム・えん堤
	発電所
	オトリ販売店
	橋
	軽四車以下の道路
	河口からの距離
	杉熊林道 国有林専用林道

禁漁区【組合の規則であゆ、あまこ、こい、うな
ぎ、もくずがにの採捕が年間禁止】

- 土佐山田町田の農免橋上流端から、高知県漁業調整規則第34条第1項に規定する同町田かんがい用物部川下流統合堰上流端から上流左岸70mに至る間。

禁漁区【県の規則で全水産動植物の採捕が年間
全面禁止】

- 香美市土佐山田町田かんがい用物部川下流統合堰上流端から上流左岸70mの点、下流左岸177mの点及び国土交通省右岸距離標8k/2から下流79mの点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域。
- 土佐山田町杉田発電用堰堤上流端から下流345mの間。
- 香北町吉野発電用堰堤上流端から下流槽谷口の漁場標識から355度の線に至る間。

杉熊林道は国有林専用林道です。
当林道は国有林野事業関係大型車両の通行があります。
なお、落石、倒木、土砂崩れ等による通行制限が予想されますので、林道の通行、駐車には十分注意されますようお願いいたします。

●川漁をされるみなさんへ
★迷惑駐車や駐車違反などをしないで下さい。
★車上狙いや河川での釣具の持ち去りに注意しましょう。
★川を汚さないようにゴミや空き容器、釣糸・釣針などは持ち帰りましょう。

